

食品営業許可申請手数料一覧表（2021年6月1日～）

愛知県食品衛生条例第3条に定める営業

許可業種名	適用	手数料額
複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業	新規	30,000円
	複数許可の軽減	24,000円
	継続	24,000円
	複数許可の軽減	19,200円
魚介類競り売り営業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業、食品の放射線照射業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業、清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、そうざい製造業、冷凍食品製造業、密封包装食品製造業、添加物製造業	新規	25,000円
	複数許可の軽減	20,000円
	継続	20,000円
	複数許可の軽減	16,000円
飲食店営業、菓子製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、漬物製造業、食品の小分け業	新規	18,000円
	複数許可の軽減	14,400円
	継続	14,400円
	複数許可の軽減	11,500円
集乳業、食肉販売業、魚介類販売業	新規	11,000円
	複数許可の軽減	8,800円
	継続	8,800円
	複数許可の軽減	7,000円
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	新規	10,000円
	継続	8,000円

愛知県食品衛生条例第3条のただし書きで定める営業

許可業種名	営業形態※	手数料額
飲食店営業	露店営業	5,000円
	臨時営業	5,000円
	短期営業	9,000円
食肉販売業、魚介類販売業	短期営業	5,500円

※営業形態

露店営業：出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとして営む
飲食店営業

臨時営業：催事等において、一月以内の期間、同一の場所で、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとして営む飲食店営業

短期営業：催事等において、三月以内の期間、同一の場所で営む営業（臨時営業を除く。）